

氷川町人事評価システム導入業務仕様書

令和8年5月
氷川町総務課

1 事業概要

(1) 業務の実施

本仕様書は、氷川町が受託者に委託する「人事評価システム導入業務」について適用する。

(2) 業務の名称

氷川町人事評価システム導入業務

(3) 業務の目的

氷川町の人事評価は、ワードやエクセルでの運用であり、評価結果については総務課において紙での保存となっていることから、評価結果をその後の人材育成に活用できていない状況にあり、職員がその能力を十分に発揮できるよう人材育成と組織力を強化するシステムによる人事評価を導入することで職員の士気向上へつなげ、より良い行政サービスの提供を図ることを目的とする。

また、評価結果を給与等の処遇に反映するに当たっては、より評価の精度を高める必要があることから、権限を持った職員がいつでも評価の進捗状況や結果を閲覧できる環境を整備するとともに、人事評価の担当者のみならず、全職員の負担軽減を図ることを目的とする。

(4) 氷川町の人事評価

- ① 評価の種類は、業績評価（目標管理）及び能力評価（行動評価）とする。
- ② 評価の対象職員は、正規職員129人、会計年度任用職員70人とする。
- ③ 評価は、第1次評価（自己評価）、第2次評価の2段階とし、当該第1次評価者の所属する係長、並びに課長等の上位職が第2次評価を実施する。
- ④ 1次評価と2次評価が異なる場合は、調整者として課長以上の上位職が調整を行う。

2 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 調達内容

(1) 人事評価システム導入業務

- ① 氷川町の制度に沿った人事評価システムを導入する。システムにおいては、制度との整合性を図るための打合せや進捗会議を適宜実施する。
- ② 誰にでも操作しやすく、誤作動を生じにくい直感的な操作が可能な画面レイアウト・画面構成であること。
- ③ 繁忙期によるユーザーの集中を考慮したレスポンスを維持することができるハードウェア及びソフトウェアで構成することができるシステムであること。
- ④ 本システムは人事評価制度を円滑かつ効率的に運用するためのシステムであり、人事評価制度の適切な運用体制が求められるため、氷川町の人事評価制

度を十分に理解したうえで、運用の助言及び業務補助を行うこと。

- ⑤ 人事評価システムの基本情報となる職員の情報は、人事異動等に伴い変更されるため、氷川町の「人事管理システム」及び「給与システム」との連携については十分に対応・助言できる運用補助体制を確保すること。
- ⑥ システムのバージョンアップ、バグ修正プログラムの適用、障害発生時の対応等の保守に迅速に対応できる体制を確保すること。
- ⑦ 本システムにおいて基本となる人事情報について、氷川町の「人事管理システム」及び「給与システム」とのデータ連携が必要となるが、既に連携実績があることが好ましい。データ連携の方式はCSVデータの抽出・取り込みを基本として、氷川町と協議の上、決定するものとする。
- ⑧ システムの円滑な運用のため、電話又はメールによるサポート体制が確立されていること。
- ⑨ 本システムは、令和8年度中に導入（試行運用を含む）を行い、令和9年4月1日から本格運用を行うものとする。
- ⑩ この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は、随時報告し、協議の上、実施するものとする。

(2) 人事評価システム操作の説明

受託者は、氷川町の担当職員に対し、受託者の提供するシステムの設定、使用及び操作方法を教示し、誠意をもって対応するものとする。また、氷川町の人事評価の対象となる職員を対象とした説明会を実施すること。

(3) 人事評価システムの試行運用

受託者は、試行運用にあたって、試行対象範囲や試行スケジュール、実施要領等の提案を行うものとする。

(4) その他

本システムの導入については、氷川町及び受託者が現地及びオンライン会議を利用した打ち合わせ、メール・電話等を適宜行いながら進めるものとする。

4 システム機能要件

(1) システム環境

氷川町の人事評価の進捗管理・評価結果活用のために、LGWAN-ASP上に専用のデータベースを構築し、直接アクセスすることで、必要なシート記入、管理者（評価者及び総務課）によるシートの閲覧、編集（評価の実施）、進捗管理、データの集計などを行うことができる人事評価システムとすること。

- ① クラウドサービスとして提供され、端末からLGWAN回線を通じて利用できること。
- ② クライアント端末については、以下の環境で利用できること。
 - OS Windows Server 2022
 - Microsoft Edge

● Google Chrome

(2) 人事評価機能

本システムに必要な機能は、「機能要求書」に示す機能を概ね満たすものとする。また、最低限、以下の機能を有するものとする。

- ① 被評価者は、過去の自身の評価を自由に閲覧できること。
- ② 組織目標を管理する機能を有し、氷川町の組織階層に合わせた管理ができること。(課長級には課内全職員分の評価シートの閲覧権限、係長には係内全職員分の評価シートの閲覧権限など)
- ③ 評価シートは印刷可能なこと。また、印刷前にプレビュー表示ができること。
- ④ 評価シートに対して、被評価者の個人目標の設定や自己評価、評価者による目標の確認、評価・コメントの入力等、評価シートに対する各操作を行う機能を有すること。
- ⑤ 被評価者に対する評価結果の開示機能を有すること。
- ⑥ 評価結果は、評価の種類別及び評価者別に評価傾向を把握するため集計・分析できる機能があること。
- ⑦ 上記の評価傾向の把握に関しては、グラフ化されるなど視覚的に分かりやすいものであること。
- ⑧ 給与・処遇に反映させるため、評価結果は CSV 形式等で給与システムへ容易に連携できること。
- ⑨ 確定した内容の修正など、評価シートの進捗を任意に変更することができること。
- ⑩ 目標、評価項目の変更等、設定変更の対応ができること。運用をスムーズに行うための設定機能を有すること。
- ⑪ 人事評価制度の運用面における進捗管理を行うことができること。

上記(①～⑪)について、要件を満たさない項目がある場合は、これを提案書に記載し、有償か無償かを含め代替方法を提案すること。ただし、氷川町職員への負担を考慮した対応とすること。

(3) その他

システム構築に当たり、氷川町の人事評価制度を変更・調整する必要がある場合は、総務課と協議の上、決定するものとする。

5 情報セキュリティ要件

システムに蓄積された情報を保護するために、以下のようなセキュリティ要件を有すること。

- (1) 本システムの提供元は、ISO27001 又はプライバシーマークを取得していること。
- (2) システムの障害時におけるデータ復旧の体制が整っていること。
- (3) システムの停止などの重度な障害が発生した場合は速やかに氷川町へ報告し、復旧等の対応を行うこと。

- (4) 本システムへのアクセスは、IDとパスワードにてログインできること。IDとパスワードは、全職員個別に設定ができること。

6 データセンター要件

- (1) 使用するデータセンターは日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が日本国内であること。
- (2) 準拠法が国内法であること。
- (3) システムを運用するオペレーションが日本国内で実施されていること。
- (4) 日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードがティア4相当以上であること。

7 運用・保守要件

- (1) システムの定期的なメンテナンスを行うこと。また、ソフトウェアのバージョンアップやメンテナンスを行うこと。
- (2) 制度の改正によるシステム改修が発生した場合は、利用料の範囲内で対応することを原則とする。ただし、大きな改修を行う場合は、別途協議するものとする。
- (3) 問合せ先を明確にし、即座に対応が可能なこと。
- (4) 導入作業及びサービス提供業務において、障害などの不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行うこと。

8 導入スケジュール

契約締結日の翌日から構築を開始し、令和9年4月に本格運用を開始できること。

9 成果品

- (1) 人事評価システム一式
- (2) 人事評価システム操作マニュアル等 電子データ一式
- (3) 人事評価システム操作研修資料 電子データ一式

10 その他

- (1) 受託者は業務の実施に伴い氷川町個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、業務履行における責任を明確にするため、原則として受託者自らが行うものとする。
- (3) 社会一般で通常実施される情報システム構築における業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。
- (4) 本業務の仕様は、氷川町が最低限度必要と考えているものであり、受託者の専門的立場から、他自治体の事例や技術革新等を見据え、本業務の費用の範囲内で効果的かつ積極的な工夫や提案を求めるものとする。

- (5) 業務の実施に当たっては、氷川町と十分に協議・調整を行うとともに、氷川町が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うものとする。
- (6) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、総務課と受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- (7) 本業務の実施に当たっては、本仕様書及び氷川町人事評価システム導入業務公募型プロポーザル実施要項を遵守すること。